6　Summary
⑴　Contracting entity : Mamiko Izumi, Executive Officer JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.
⑵　Classification of the products to be procured : 23
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : About pieces of 8 Double pedestal desk (W1600) and 168 other items
⑷　Delivery period : To be specified later
⑸　Delivery place : To be specified later
⑹　Time limit for tender : 11 : 00　3 October 2023
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.
⑻　Contact point for the notice : Hirokazu Miyake, General Affairs Department, JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd. Otemachi Place West tower 3―1 Otemachi 2-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8794, Japan. TEL 03―3477―2581

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
令和５年９月22日
日本放送協会　経理局長　西　　透
◎調達機関番号　325　◎所在地番号　13
○第2023―１―129号
１　掲載日
令和５年９月８日（号外政府調達第170号）
２　訂正内容
１調達内容⑵購入等件名及び数量「拠点局アクセシビリティ対応のアンケート管理システム　１式」を「アクセシビリティ対応のアンケート管理システム　１式」に、３入札書の提出場所等⑵入札説明書の交付方法「本公告の日から、令和５年６月21日までの間、電子メールにより交付する。」を「本公告の日から、令和５年10月27日までの間、電子メールにより交付する。」にそれぞれ訂正します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
令和５年９月22日
契約責任者　株式会社かんぽ生命保険
執行役　泉　真美子
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
令和５年８月９日付（号外政府調達第149号・28ページ１段目）掲載の入札公告「両そで机（W1600）５台（予定）ほか169点の購入」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年９月22日
契約責任者　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　前川　秀和
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
○第17号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　幹線伝送設備更新工事（不落札協議対象）
⑶　工事場所　自）滋賀県栗東市
至）兵庫県西宮市　他
⑷　工事内容　本工事は、西日本高速道路管内の幹線伝送設備の更新等を行うもので、これに必要な機器製作、撤去据付、配線並びに試験調整の一切を行うものである。
⑸　工事概算数量　伝送交換設備　中央局４箇所、伝送交換設備　67箇所
⑹　工期　工事の始期日から1,080日間（ただし、令和６年４月１日（工事開始期限）までに工事を開始すること）
⑺　落札方式　総合評価落札方式（施工計画提案型（標準型））
⑻　契約金額の約定方法　総価契約
⑼　工事費内訳書の提出　必要
２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。
⑴　審査基準日（下記３に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時において、「令和５・６年西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、以下の全ての条件に該当すること。
ただし、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領（平成21年３月31日制定・要領第41号）」に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けて、当該再認定において以下の全ての条件に該当すること。
「伝送交換設備工事」の資格を有し、かつ、客観的事項に係る点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上である者
⑶　審査基準日において、平成20年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有すること。
次の施工実績を有すること。
道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設として、画像信号、音声信号及びデータを多重化し光通信線路を介して送受信するＩＰ通信方式の伝送装置並びにデジタル交換機の設置を実施した工事
【注意事項】
○次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、施工実績として認めない。
Ⅰ）西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団含む）が発注した工事で、評定点合計が65点未満のもの
Ⅱ）「国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事であって、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないもの
Ⅲ）特定ＪＶ及び経常ＪＶの構成員としての施工実績のうち、出資比率が均等割の10分の６未満のもの
○複数の施工実績を求める場合は、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。
⑷　施工計画が適正であること。
⑸　機器の製造実績を有すること
本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、以下に示す機器について平成20年度以降に製造した実績を有すること。
①　本工事で設置予定の主要機器の製造予定業者が、以下の同種機器について平成20年度以降に施工（納入）実績を有すること。
・道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設として、画像信号、音声信号及びデータを多重化し光通信線路を介して送受信するＩＰ通信方式の伝送装置並びにデジタル交換機
②　製造予定業者とは、自社にて製作する場合は自社、他社に製造を依頼する場合は製造依頼者とする。
他社に製造を依頼する場合は、製造予定業者との関連性を示す本工事における書面（製造予定業者からの見積依頼書受領確認又は見積書等）を提出すること。
⑹　主要機器の保守技術支援体制を有すること
主要機器の故障、システムの機能障害時等において、西日本高速道路株式会社からの連絡を24時間体制で受け、迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等を行う保守技術支援体制を有すること。
⑺　審査基準日（審査基準日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１～４」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に入札参加資格停止を受けていないこと。
⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　資本・人的関係のある者同士が入札手続に参加していないこと。